

経済情報コンダクター

2025 10月号 October
(毎月25日発行)

TOKAI ZAIKAI

月刊

東海財界

開学75周年、
その先へ。
トップの大学を目指して人材育成



名古屋市立大学 郡健二郎理事長

Monthly Report



国際パートナーシップ
センター
土屋武志 理事長

愛知商工連盟協同組合
鹿島均 理事長

「外国人問題」の
課題と対応を考える



平和希求
シャンソン
ライブ



名古屋で開催
戦後80年、100回目の
反戦アピール



なでしこ力
ぷりゅむ工房 代表
春日あやのさん

コロナ禍でも
売り上げを伸ばし、
今年はパリでの販売も実現

片岡憲明弁護士の 法律相談事務所



片岡 憲明（かたおか のりあき）1977年生まれ。2001年東京大学法学部卒業。同年司法試験合格。03年弁護士登録。寺澤綜合法律事務所入所。07年片岡法律事務所入所。23年7月より同事務所代表弁護士。

<弁護士法人片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

社長を退任しても保証債務から自動的に解放されることはない

【質問】.....

私は中小企業を経営していましたが、数年前に社長を退任しました。

しかし退任後も、会社が銀行から借りていた融資について、私個人が連帯保証人になってしまっていました。

最近になって会社の業績が悪化し、民事再生手続を行うことになりました。銀行からは、連帯保証人である私に対し、債務を支払うよう請求が来ています。

社長を辞めているのに、なお支払義務を負うのでしょうか。

【回答】.....

今回のようなケースは決して少なくはありません。

ご相談のケースでは、退任後であっても、原則として銀行に対する連帯保証債務を免れることはできません。

① 連帯保証とは

連帯保証は、主債務者と連帯して債務を負担し、主債務者と同等の責任を負う強力な保証形態です。債権者（銀行）は主債務者に請求せず、直ちに連帯保証人に債務の全額を請求できます。

② 社長退任と保証責任

保証契約は、役職や地位に連動するものではなく、あくまで個人と銀行との間の契約です。そのため、会社の代表取締役を退任しても、過去に締結した保証契約は有効に存続します。

したがって、「退任したから責任はない」という主張は通用しません。

③ 保証を外すための方法

そこで、退任後に保証責任を免れるには、銀行との合意によって保証契約を解除する必要があります。

ただし、銀行側からすると保証人が減ると回収リスクが高まるため、容易に応じないこともあります。

通常、新たな経営者（新社長や後継者）が代わりに保証人となることや、不動産担保を差し入れ

ることなどを条件として保証人変更が認められることが多いです。

特に「根保証契約」（将来発生する不特定の債務も保証する契約）を結んでいる場合、退任後の借入債務についても責任を負うため、保証解除が重要です。

④ 経営者保証ガイドライン

近時、全国銀行協会（全銀協）や弁護士、公認会計士、中小企業庁、金融庁などが策定した「経営者保証ガイドライン」では、経営者交代時に新経営者の連帯保証をとる場合には前経営者の連帯保証を解除すべきという記載もあります。

これは強制力のある法律ではなく、あくまでガイドラインではありますが、銀行側もガイドラインを全く無視することはできませんので、ガイドラインをもとに銀行と交渉し、保証解除を確実に進めて行きましょう。

⑤ まとめ

以上、社長を退任したからといって自動的に保証債務から解放されることはなく、銀行からの債務返還請求には応じる必要があるのが原則です。保証から外れるためには、退任時に銀行との間で「保証契約解除」の手続きをとることが不可欠です。

経営者保証ガイドラインを活用し、銀行と交渉することで、確実に保証解除を目指しましょう。